

令和5年1月18日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 大平(内2115) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 井上(内3624、直通Tel.073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和4年12月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	1
職員等	
計	2

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	2

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 狩猟者登録の申請窓口において、猟友会の会員と、非会員とで取り扱いが違うのは不公平である。	担当課に調査を指示したところ、取り扱いが違うのは事実であるが、違う部分は、県が狩猟者登録業務を委託している和歌山県猟友会において、猟友会会員に対して独自事業として実施している委託業務外の事務の部分であることの回答を得た。また、この違いについて窓口において十分説明ができていなかったことについて今後は適切な説明を行っていく旨の回答を得た。
② 県教育委員会のある所属において、勤務時間中に居眠りをしている職員がいる。	所管外のため不受理とし、教育委員会に情報提供した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

2 ①②

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

1 ①

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

1 ②

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(11月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	1
職員等	
計	2

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	2

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立学校の職員が公道で喫煙している。校内に喫煙場所を設けてはどうか。	調査の結果、事実が確認されたため、校内に喫煙場所を設置することはできないが、校外での喫煙について指導した。
② ある所属の職員が、勤務時間中に居眠りをしている。	職員には、所属の管理職から体調管理を含め、指導した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

2 ①②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

2 ①②

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(11月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。